2017 年度 石川県奨学生(緊急)募集

以下の要領で「石川県奨学生(緊急)」を募集します。

- 1. 応募資格
 - (1) 保護者等が石川県内に現に引き続き3年以上居住していること。
 - (2) 学業成績が平均水準以上であること。または、勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みが あること。
 - (3) 家計が急変した者で、次のいずれかに該当すること。
 - ア、主たる家計支持者が会社等の倒産等により解雇され、または早期退職した場合。 また、再就職したが収入が著しく減少している場合。
 - イ. 主たる家計支持者が死亡または離別した場合。ウ. 主たる家計支持者が破産した場合。

 - エ 病気、事故、会社倒産、経営不振、その他家計急変の事情により、申込者の属する世帯の 家計の支出が著しく増大または収入が減少した場合。
 - オ・火災、風水害、震災等の災害により災害救助法、天災融資法の適用を受ける著しい被害 またはこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の 支出が著しく増大または収入が減少した場合。
 - (4) 日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けていないこと。
- 2. 金額:月額 44,000 円(無利子貸与)
- 期間:採用決定時から採用年度末(「継続願」を提出した場合は、翌年度末まで継続可) 3.
- 4. 推薦人数:なし…この奨学金は学内選考はありません。
- 5. 書類配布受付期間:随時
- 窓口時間:【白金校舎】月~金:9:30~11:45, 12:30~16:00 土:9:30~11:45 6 【横浜校舎】月~金:9:30~11:45. 12:30~16:30 土:9:30~12:00
- 面接日:【白金校舎】書類提出時に予約

【横浜校舎】書類提出時に予約

- 提出書類:(1)奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
 - (2) 奨学生願書(所定用紙)
 - (3)奨学生推薦調書(所定用紙・大学で作成)
 - (4)成績表
 - *1年次生は出身高等学校の最終学年の調査書
 - *2年次生以上はポートへボンから印刷した最新の成績通知書。 (2016 年度取得単位がわかるように、ラインマーカー等で線を引いておいてください。) (5)家族全員の住民票(市町発行、「マイナンバー」の記載が無いもの)

 - (6)父母双方(又はこれに代わる者)の平成28年分の所得証明書(市町発行)
 - * 父子世帯又は母子世帯の場合は、父のみ又は母のみの所得証明書でよい。
 - *パート勤務や無職である場合でも、「平成28年分の所得証明書」又は 「平成29年度の非課税証明書」を提出すること。
 - (7)就学者全員分(志願者本人分、小・中学生分は不要)の在学証明書、又は学生証のコピー
 - (8) 家計急変の事由を証明する書類
 - (9)家計急変による支出の増大または収入の減少がわかる書類
 - (10)その他特別な事情がある場合の確認書類(該当者のみ) (例:障害者手帳の写し、診断書等)
- 推薦者発表: 学内選考はありません。 9.
- 10. その他:(1)本奨学金は、貸与終了1年後(途中辞退者は6ヶ月経過後)から、最長20年以内に 年賦・半年賦・月賦で返還することとなります。
 - (2)貸与終了時の奨学金借用証書提出のときは、連帯保証人(原則として父母)のほかに 別の保証人1人を要するので、あらかじめ考慮しておいてください。
 - (3)書類の配布・受付は、所属する校舎の学生課とします。
 - (4)貸与期間中、大学に奨学生の在籍・成績の確認を求められることがあります。 その場合、学生部では教務部に在籍・成績を確認し、回答することがあります。 申込の際には、この点をご了承ください。
 - (5)上記の窓口時間は授業期間中の時間です
 - 夏季休暇・冬季休暇・白金祭・入学試験等の期間には変更となりますので、 別途確認してください。